公共基準点使用包括承認書

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

熊野市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		地積測量図などの作成のための測量
使用期間		令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
測量地域		熊野市域
使用する公共基準点		熊野市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
測量方法		GPS 測量、ﾄｰﾀﾙｽﾃｰｼｮﾝほか必要な精度の確保可能な測量方法による
測量作業担当者	氏　名	土地家屋調査士が行う地積測量図などの作成のための測量については、使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

承認条件

１．裏面記載の公共基準点使用条件を遵守すること。

２．別添の公共基準点使用報告書を用いて使用後１ヶ月以内に関係公共基準点の状況を報告すること。

熊 建 第　９２３　号
令和８月２月　24　日

熊野市長　河　上　敢　二　㊞

連絡先	熊野市　建設課　維持管理係 電話番号 0597-89-4111 (内線 227)

公 共 基 準 点 使 用 条 件

1　作業者は施設内にある公共基準点の使用に当たっては、あらかじめ立入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名（申請者が土地家屋調査士会の場合においては、測量作業担当者名）、作業的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。

2　作業者の施設内の立入り時間は、原則として日曜祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者から作業時間を指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は、使用承認書（申請者が土地家屋調査士会の場合においては、土地家屋調査士会員証）を使用時に常時携行すること。

4　作業者は使用にあたって公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　申請者（申請者が土地家屋調査士会の場合には、測量作業担当者名）は、公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

6　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。

7　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成ための測量においては、別添の使用報告書をもってこれらに代えることができる。

(1)公共基準点現況報告書
(2)精度管理表
(3)成果表、網図の写しなど